

骨髓移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

骨髓移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法であり、広く一般の方々に善意による骨髓等の提供を呼び掛ける骨髓バンク事業については、公益財団法人日本骨髓バンクが主体となり、実施されている。

骨髓バンク事業において、平成28年3月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えており、そのうち移植に至るのは6割未満にとどまっているのが現状であり、その要因は、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かの対応が、ドナーを雇用している事業主ごとに異なることなどが挙げられる。

骨髓バンク事業では、骨髓等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髓等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髓バンクによる保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われている。

しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に行くために仕事を休業した場合の補償は、現在、行われておらず、ドナーが安心して骨髓等を多くの患者に提供できるような仕組み作りが早急に求められている。

よって、国におかれでは、骨髓移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実施されるよう強く要望するものである。

- 1 ドナー休暇の制度化について検討すること。また、事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずること。
- 2 ドナーが、骨髓等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月16日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣